

第70回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2019年6月27日（木曜日）
午前10時（午前9時開場）

場 所

東京都豊島区巣鴨二丁目12番10号
巣鴨信用金庫研修会館 地下1階会議室

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 定款の一部変更の件



ダイヤ通商株式会社
証券コード 7462

証券コード 7462
2019年6月12日

株 主 各 位

東京都豊島区巣鴨一丁目11番1号

ダイヤ通商株式会社

代表取締役社長 菊 池 新 治

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。用紙に賛否をご表示、ご押印の上、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

〔株主総会にご出席いただく場合〕

同封の委任状用紙を会場受付にご提出ください。

日時：2019年6月27日（木曜日）午前10時

〔株主総会にご出席いただけない場合〕

同封の委任状用紙に賛否をご表示ご押印の上、ご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都豊島区巣鴨二丁目12番10号
巣鴨信用金庫研修会館 地下1階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第70期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 定款の一部変更の件

議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

※お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告および計算書類に修正が生じた場合、インターネットの当社ウェブサイト（アドレス<http://www.daiya-tsusho.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

ダイヤ通商株式会社
代表取締役社長 菊池 新治

2. 議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第70期末配当につきましては、安定した配当を維持する当社の方針や財務体力、株主の皆様の日頃のご支援にお応えする必要があることを総合的に勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき15円 配当総額 10,812,690円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

第2号議案 取締役4名選任の件

現在の取締役5名のうち4名(北野稔、阿部匡、小林茂和、辻角智之)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	きたの 北野 みのる 稔	再任 取締役	19回／19回 (100%)
2	こばやし 小林 茂和	再任 社外 取締役	19回／19回 (100%)
3	つじかど 辻角 ともゆき 之	再任 社外 取締役	19回／19回 (100%)
4	かい 甲斐 よし のり 祥哲	新任	—

候補者番号 1 北野 稔（きたの ゐのる）

再任

生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1946年 8 月 9 日生	1969年 4 月 株式会社高島屋入社
	2001年 3 月 同社常務取締役
所有する当社の株式数 2,200株	2003年 5 月 株式会社JR東海高島屋社長（名古屋高島屋）
	2010年 6 月 当社取締役
	2012年 6 月 日本ラグビーフットボール協会評議委員（現任）
	2013年 5 月 当社代表取締役社長
	2014年 6 月 当社取締役会長（現任）

取締役の候補者とした理由

北野稔氏は、取締役会長として、当社の経営を担っており、営業部門等における豊富な経験と知識を有しております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のため適切な人材と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 2 小林 茂和（こばやし しげかず）

再任

社外

生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1951年10月10日生	1987年 4 月 卓照法律事務所入所
所有する当社の株式数 － 株	1997年 4 月 小林茂和法律事務所開設（現任）
	2013年 1 月 当社取締役（現任）

社外取締役の候補者とした理由

小林茂和氏は、弁護士としての経験と専門知識を有しており、社外取締役として当社の経営に対して適切な発言をいただいております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のため適切な人材と考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 3 辻角 智之 (つじかど ともゆき)

再任

社外

生年月日

1978年8月12日生

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年9月 みらい総合法律事務所入所

所有する当社の株式数

－ 株

2011年10月 同事務所パートナー弁護士 (現任)

2013年1月 当社取締役 (現任)

社外取締役の候補者とした理由

辻角智之氏は、弁護士としての経験と専門知識を有しており、社外取締役として当社の経営に対して適切な発言をいただいております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のため適切な人材と考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 4 甲斐 祥哲 (かい よしのり)

新任

生年月日

1979年6月26日生

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年4月 当社入社

所有する当社の株式数

－ 株

2011年4月 当社SS事業部 課長代理

2015年4月 当社専門店事業部 課長

2017年4月 当社営業部 部長 (現任)

取締役の候補者とした理由

甲斐祥哲氏は、営業部長として当社の業績に貢献し、営業活動のバリューアップの実現や営業マネジメントに精通しております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材と考え、新たに取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社の間に、特別な利害関係はありません。
2. 小林茂和氏および辻角智之氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
3. 小林茂和氏および辻角智之氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年5ヶ月になります。

第3号議案 定款の一部変更の件

現行の定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

1. 提案の理由

インターネットの普及に鑑み、法令省令の定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするために、定款第14条にWEB開示に関する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容は別紙のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第13条（条文省略）	第1条～第13条（現行どおり）
（新設）	<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>
	第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法令省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提出したものとみなすことができる。
第14条～第48条（条文省略）	第15条～第49条（現行どおり）

以 上

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当事業年度における我が国の経済は、日本銀行による金融緩和政策が継続される中、各地で自然災害が発生したものの、企業収益の改善による堅調な設備投資及び雇用環境の改善に伴う個人消費の緩やかな回復を背景に、景気は回復基調が持続しました。

しかしながら国際状況は米国の保護主義的な通商政策の動向による米中貿易摩擦問題、英国のEUからの離脱に伴うユーロ圏の不安定な経済状況、中国をはじめとする新興国経済の減速懸念や中東の地政学リスク等により、金融資本の変動に留意が必要な状況にありますが、現状では減税や雇用改善を主とする好調な米国経済により世界経済は全体として安定を維持しております。

このような状況の下、当社におきましては、環境の変化に対応すべく、経営資源の有効活用をテーマに組織体制並びに管理体制の見直しを計り、環境に応じた経営方針による収益改善、財務体質の改善と近隣店舗との統合による効率化・合理化を目的とした店舗閉鎖や固定資産売却を行っております。

また、その他資産の計画的な修繕とサイクルショップ・コギーの新規オープンを行い、将来にわたる持続的な成長を図る為の取組を行ってまいりました。

これらの結果、当社の当事業年度の売上高は33億33百万円（前年同期比6.5%増）、営業利益は39百万円（前年同期比88.6%増）、経常利益は48百万円（前年同期比183.2%増）、当期純利益は7億34百万円（前年同期比34,100.5%増）となりました。

売上高	
33億3,397万円	前年比 6.5%増

営業利益	
3,993万円	前年比 88.6%増

経常利益	
4,837万円	前年比 183.2%増

当期純利益	
7億3,446万円	前年比 34,100.5% 増

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

石油事業

主要な事業内容

サービスステーション等、石油製品の卸・直販の経営・中古車販売および鋳金事業の経営

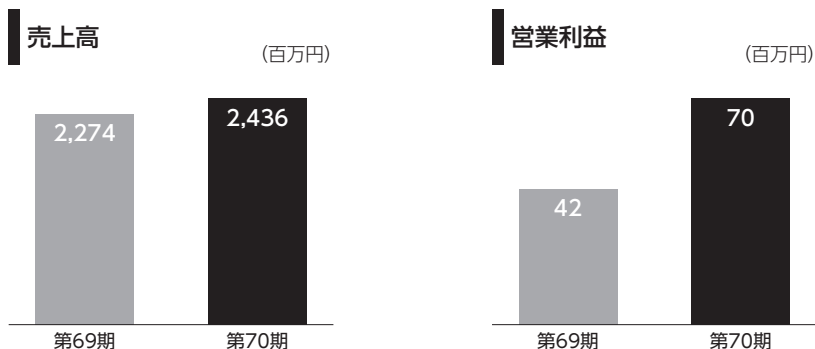
石油業界におきましては、ガソリンを中心とした燃料油販売は、各元売各社の再編によるシナジー効果により市場環境の整備が進み、市場価格は安定化に進んでおりますが、原油価格は第4四半期累計期間におきましては上昇基調で推移しており、ハイブリッドをはじめとする低燃料車の普及や電気自動車の開発も一段と進み、国内石油製品の構造的な需要減少は続いております。

当社SS事業部に関しましては、収益改善施策として、販売数量と適正な口銭（マージン）確保を根幹に店舗運営時間及び運営形態の見直し、人員の配置と油外製品での売上拡大に努めました。油外販売面では人材育成を進め、燃料需要減少の影響の少ない「洗車」「鋳金・リペア」、天候の影響に左右されない「車検」、若年層の車離れや多様化するニーズに対応するための「レンタカー」を柱に積極的な取組をさせていただいております。

売上高は主に燃料価格上昇による増加、収益面は燃料油の適正価格販売に注力したことによる口銭確保、油外商材の拡販により増加しました。販売及び一般管理費の減少に関しましては主に「SSヨंक大塚」の戦略的な閉鎖に寄るものです。

石油商事事業部につきましても、記述の市況の安定化により、一般ユーザーへの新規顧客開拓と法人既存顧客の流出を防ぐ事を念頭におき、お客へのより一層のサービス向上に努めた結果、販売量、口銭、その他物販事業や元売カード発券・管理事業も好調に推移し、前年同期に比べ向上いたしました。燃料油の仕入価格および販売価格が上昇しましたが、お客様へのより一層のサービス向上に努めた結果、販売量は前年に比べ向上致しました。

これらの結果、石油事業におきましては、売上高24億36百万円（前年同期比7.1%増）、営業利益70百万円（前年同期比64.5%増）となりました。



専門店事業

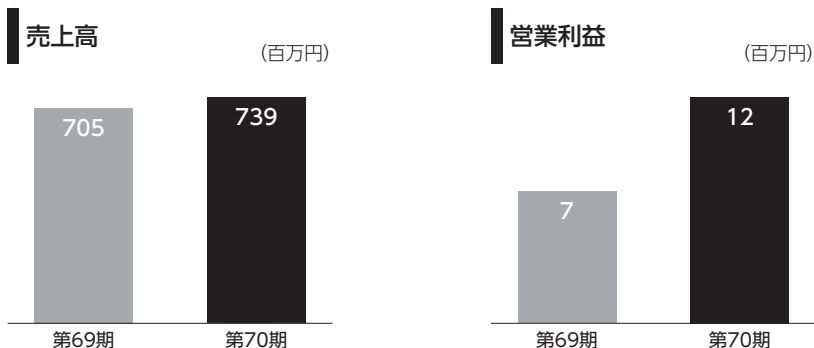
主要な事業内容

サイクルショップ「コギー」の経営

専門店事業であるサイクルショップ「コギー」におきましては、自転車業界での市場動向が厳しさを増す中、「人づくり」「競合店との差別化」「足元商圈固め」をキーワードに、人材育成とマーケティングを重視し、各店舗でコンセプト及びマーチャンダイジングの確立に努めております。今期の営業活動といたしましては、商品の回転と商品ラインナップの充実を意識し、集客の最大化から価格訴求による購買意識の喚起を狙い、売上増加に努めました。またスタッフの技術力の向上に取り組み、品質の向上に努め、メンテナンスの獲得にも注力しております。集客面では、ホームページ上に商品のラインナップ情報やブログ案内、店舗アプリの導入などお得な商品情報の配信などによる集客活動を積極的に行いました。

そして2019年3月に新規オープンした「ららぽーと豊洲店・ファミリー館」も好調に推移し、10月に増床・リニュアルオープン予定の「川崎ルフロン店」も控えておりまして、出店・拡大路線による将来にわたる持続的な成長を目指し取り組んでおります。

これらの結果、専門店事業におきましては、売上高7億39百万円（前年同期比4.7%増）、営業利益12百万円（前年同期比56.3%増）となりました。今後につきましても、引き続きサイクルショップ「コギー」・「coggey」の認知性を高めながら、CS活動並びに、施策の精度を高め、売上と利益の拡大に努めて参ります。



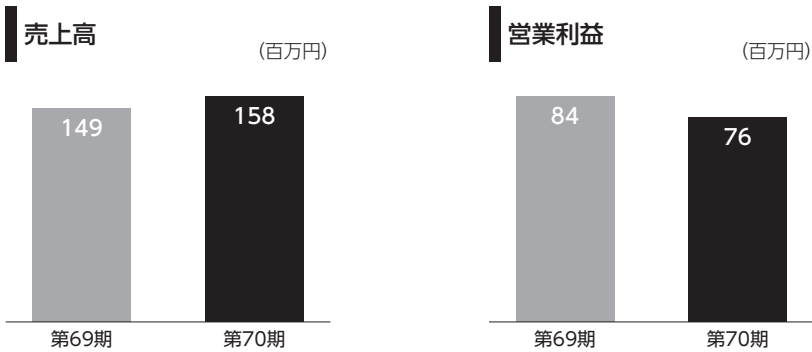
不動産事業

主要な事業内容
賃貸用オフィスビルおよび店舗ビルの経営

不動産事業におきましては、現在は巣鴨ダイヤビル及び川口ダイヤピアともに満室状況であり、計画的な修繕を行い、ビルの資産価値の維持と入居者さまへの安全・安心の提供に努めております。

仙台のセルフ岩切についても、引続き安定した賃料収入を維持しておりまして、トランクルームの運営に関しましては満室稼働まではいたっておりませんが、95%の稼働率となり、こちらに関しても堅調に推移している状況です。

その結果、売上高1億58百万円（前年同期比6.3%増）、営業利益76百万円（前年同期比9.5%減）となりました。



(各事業ごとの売上高)

事業	売上高	前期比	構成比
	百万円	%	%
石油事業	2,436	107.1	73.1
専門店事業	739	104.7	22.2
不動産事業	158	106.3	4.7
合計	3,333	106.5	100.0

2. 設備投資等および資金調達の状況

当期における設備投資の総額は、22百万円であります。その主なものは、新規オープンした「ららぽーと豊洲店・ファミリー館」の内装工事によるものです。これらの所要資金は、自己資金でまかいました。

3. 対処すべき課題

原油価格の動向や消費税率引き上げによる国内景気の動向等引続き不透明な状況が続くものと予想されるなか、当社においては、4つの基本方針を遵守し、以下のとおり営業利益の必達に全力を傾注してまいります。

<石油事業 サービスステーション事業部>

- ①引き続き油外粗利の最大化を目指し、状況に応じた施策立案と行動計画を実施する。
- ②CSを通し、安心してご利用いただけるサービスの提供を実現する。
- ③人材育成計画を実行し、スタッフスキルの向上を図る。

<石油事業 石油商事事業部>

- ①直需部門の新規顧客獲得を行い販売数量の確保に努める。
- ②適正口銭の確保及び配送の効率化を図り、さらなる収益改善を実現する。
- ③物販部門の新規商材導入の検討を進める。

<専門店事業>

- ①引き続き新規出店による事業拡大を目指す。
- ②収益体質の改善と主体性のある店舗コンセプトを確立する。
- ③「各コギー店舗またはその地域」で、ここでしか買えない商品の導入検討を進める。
- ④教育・研修の充実を図り、事業拡大の「人づくり」を行う。

<不動産事業>

- ①巣鴨ダイヤビル、川口ダイヤピアの入居テナント様のニーズに応じたビル管理を実施する。
- ②計画的な修繕を実施し、ビルの資産価値の維持と入居者様への安全・安心の提供に努める。
- ③トランクルームの早期満室化を実現する。

<管理部門>

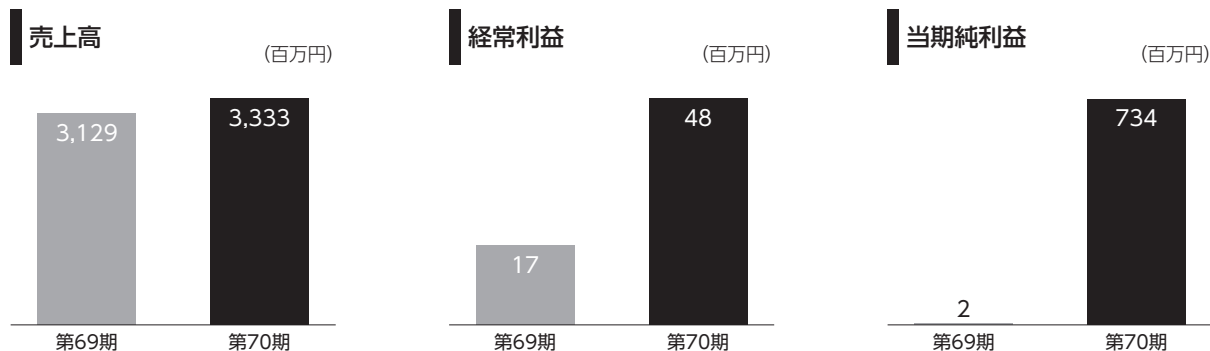
- ①営業部との連携を強化し、予算の必達と安定した財務内容の改善を実現する。
- ②社内システムの運用精度を高め、経理事務・店舗事務の効率化を図る。
- ③コンプライアンスを遵守し、消費税増税及び法令改正に適切に対応する。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

4. 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 67 期 2016年 3 月期	第 68 期 2017年 3 月期	第 69 期 2018年 3 月期	第70期(当期) 2019年 3 月期
売 上 高 (百万円)	3,018	2,930	3,129	3,333
経 常 利 益 (百万円)	31	17	17	48
当 期 純 利 益 (百万円)	41	9	2	734
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	54.76	13.07	2.98	1,018.86
総 資 産 (百万円)	1,926	1,912	1,949	1,947
純 資 産 (百万円)	707	653	648	1,375

- (注) 1. 当社は、2016年10月1日付で普通株式について10株を1株の割合で株式併合を行っております。第67期の期首に当該併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 第67期は、石油事業は需要の低迷に加え原油価格の値下がりのため売上は減少したものの適正な口銭の確保や専門店事業のマーケティングを重視した取り組みが功を奏し、経常利益及び当期純利益を計上したものであります。
3. 第68期は、石油事業は需要の低迷により売上減少したものの油外商品販売の強化に取り組み、お客様へのより一層のサービスに努め、利益を確保いたしました。専門店事業はマーケティングを重視した取り組みやスタッフの技術力の向上、メールやブログの活用による積極的な集客活動が売上・利益向上に寄与いたしました。
4. 第69期は、石油事業は依然として厳しい経営環境にありますが、組織並びに管理体制の見直しや環境に応じた戦略とCSを重視した取り組みにより、売上・利益とも前年より増加しました。専門店事業はトリエ京王調布店がオープンし、11店舗を運営する体制となり、売上・利益とも増加に努めましたが、天候不順と台風の影響もあり、売上・利益とも前年を下回ってしまいました。
5. 第70期（当期）の状況につきましては、前記「1. 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
6. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号2018年2月16日）等の適用に伴い、過年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等になっております。



5. 主要な事業所および店舗（2019年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本社	東京都 豊島区
サービスステーション	東京都豊島区など 7か所
サイクルショップ	神奈川県横浜市など 10か所
不動産賃貸ビル等	東京都豊島区など 3か所

6. 従業員の状況（2019年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
	名	名	歳	年
男 性	40	△4	40.02	10.94
女 性	1	△1	35.33	7.58
合計または平均	41	△5	39.9	10.86

- （注）1. 従業員数には、嘱託社員（2名）および準社員（パートタイマー）などの臨時従業員は含めておりません。
2. 準社員（パートタイマー）などの臨時従業員の期末人数は41名（1日8時間換算）であります。

7. 主要な借入先の状況（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 2,000,000株
2. 発行済株式の総数 720,846株（自己株式 101,354 株を除く）
3. 株主数 675名（前期末比19名増）
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
森 猛	166	23.0
福松 博史	117	16.4
桂田 正一	26	3.7
東京海上日動火災保険株式会社	23	3.2
神谷 金吾	23	3.2
巢鴨信用金庫	16	2.2
楊 耀宇	11	1.6
ダイヤ通商従業員持株会	10	1.5
株式会社千代田ビルマネジメント	10	1.4
衣笠 雅子	10	1.4

（注）持株比率は、自己株式 101,354株を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

会社における地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	阿 部 匡	
取締役会長	北 野 稔	
取締役	菊 池 新 治	
取締役	小 林 茂 和	
取締役	辻 角 智 之	
常勤監査役	山 本 清 武	
監査役	伊 伏 正 貴	
監査役	小 林 由 紀	

- (注) 1. 取締役のうち、小林茂和および辻角智之の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち、伊伏正貴および小林由紀の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は監査役伊伏正貴氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
4. 社外監査役小林由紀氏は、税理士の資格を有しており、会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 菊池新治氏は、2018年6月28日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任し、取締役に就任しました。
6. 平成31年4月1日付けで取締役の地位が変更となり、取締役菊池新治氏は取締役社長（代表取締役）に、取締役社長（代表取締役）阿部 匡氏は取締役となりました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条の責任限定契約を締結しておりません。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

取締役5名	35,100千円
監査役4名	8,850千円

- (注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役 小林茂和氏

当事業年度に開催された19回全ての取締役会に出席し、弁護士としての経験と専門知識を有しており、客観的立場から当社の経営に対し、適切な発言を行っております。

- ・取締役 辻角智之氏

当事業年度に開催された19回全ての取締役会に出席し、弁護士としての経験と専門知識を有しており、客観的立場から当社の経営に対し、適切な発言を行っております。

- ・監査役 伊伏正貴氏

当事業年度に開催された19回のうち18回の取締役会および13回のうち12回の監査役会に出席し、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

- ・監査役 小林由紀氏

当事業年度に開催された19回全ての取締役会および13回全ての監査役会に出席し、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(2) 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額等 4 名 7,200 千円

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人薄衣佐吉事務所

2. 会計監査人の報酬の額

- | | |
|------------------------------|----------|
| (1) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 | 14,400千円 |
| (2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14,400千円 |

(注1) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び、報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

4. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条の責任限定契約を締結しておりません。

V. 会社の体制および方針

業務の適正を確保するための体制

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス全体を統轄する組織として、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、取締役および使用人が、企業理念および社内規程に則り、法令・定款および社会規範等を遵守することを周知・徹底する。
- (2) またコンプライアンスの推進については、管理部が中心となり取締役および使用人に対して、階層別に必要な教育・研修等を定期的に行う。
- (3) さらに業務執行部門から独立した内部監査室が、当社におけるコンプライアンスの状況を定期的に監査する。また内部監査室内に、法令等に定める義務違反等の情報について、使用人が直接情報提供できるように、内部通報制度の窓口を設置する。
- (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のため、社内体制の整備を行い、不当な要求に対しては会社を挙げて組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 法令上保存を義務付けられている文書および重要な会議の議事録、稟議書、契約書ならびにそれらに関する資料等は、社内規程に基づき文書または電磁的媒体に記録し適切に保管・管理を行う。
- (2) 取締役および監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理全体を統轄する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、重大な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、社長を本部長とし、必要な人員で組織する危機対策本部を設置する。
- (2) リスク管理活動については管理部が統括し、社内規程の整備と見直しを図るとともに、各部門においてその有するリスクの洗い出しを実施し、そのリスクの軽減等に取り組む。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回定期的に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には企業集団が存在しないので該当事項はありません。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて当該使用人を置くものとする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人は、監査役会および監査役の指揮命令下でその業務を遂行し、またその人事に係る事項の決定は、監査役会の同意を必要とする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況等を把握するため、取締役会等の重要会議に出席すると共に、必要に応じて意見を述べることができる。
- (2) 監査役は、稟議書、契約書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めることができる。
- (3) 取締役および使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。
- (4) 内部監査室は、内部監査の実施状況およびその結果、内部通報制度の状況とその内容を随時監査役会に報告するものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換等、意思の疎通を図るものとする。
- (2) 監査役は、必要に応じて弁護士、会計監査人その他の専門家に相談し、監査業務に関する助言を受けることができる。

会社体制の運用状況概要

当社は、上記「内部統制システムに関する基本方針」を継続的に取り組むべき基本方針ととらえ、適宜、内容の見直し検討を行っております。また、取締役会、経営会議を毎月開催し、問題事案の検討及び改善策、再発防止策の協議を行っております。また、情報セキュリティ強化のための対策を実施しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                 |                  |
|------------------------|------------------|-------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                     | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>714,832</b>   | <b>流 動 負 債</b>          | <b>255,120</b>   |
| 現 金 及 び 預 金            | 286,790          | 買 掛 金                   | 106,575          |
| 受 取 手 形                | 44,272           | リ ー ス 債 務               | 1,678            |
| 売 掛 金                  | 210,230          | 未 払 法 人 税               | 73,896           |
| 商 蔵 品                  | 145,088          | 未 払 消 費 税               | 8,737            |
| 貯 蔵 品                  | 32               | 未 払 受 金                 | 10,452           |
| 前 払 渡 金                | 520              | 前 払 受 金                 | 15,016           |
| 前 払 費 用                | 12,056           | 預 り 金                   | 30,454           |
| 未 収 入 金                | 15,102           | 修 繕 引 当 金               | 7,044            |
| そ の 他 金                | 1,206            | 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金       | 1,266            |
| 貸 倒 引 当 金              | △468             |                         |                  |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,233,096</b> | <b>固 定 負 債</b>          | <b>317,415</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,091,888</b> | リ ー ス 債 務               | 3,057            |
| 建 築 物                  | 199,379          | 長 期 未 払 金               | 48,262           |
| 構 築 物                  | 310              | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 195,448          |
| 機 械 装 置                | 2,586            | 長 期 預 り 保 証 金           | 70,647           |
| 車 両 運 搬 具              | 223              |                         |                  |
| 工 具 器 具 備 品            | 8,342            |                         |                  |
| 土 地                    | 876,660          |                         |                  |
| リ ー ス 資 産              | 4,385            |                         |                  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,615</b>     | <b>負 債 合 計</b>          | <b>572,536</b>   |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 610              | <b>純 資 産 の 部</b>        |                  |
| 電 話 加 入 権              | 479              | 株 主 資 本                 | 1,005,990        |
| そ の 他                  | 525              | 資 本 金                   | 90,000           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>139,591</b>   | 資 本 剰 余 金               | 276,439          |
| 投 資 有 価 証              | 3,545            | 資 本 準 備 金               | 24,790           |
| 出 資                    | 2,087            | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 251,649          |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 35,060           | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>728,206</b>   |
| 前 払 年 金 費 用            | 28,036           | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 728,206          |
| 差 入 保 証 金              | 96,773           | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 728,206          |
| 繰 延 税 金 資 産            | 6,643            | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△88,655</b>   |
| そ の 他 金                | 2,506            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 369,401          |
| 貸 倒 引 当 金              | △35,060          | 土 地 再 評 価 差 額 金         | 369,401          |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>1,947,928</b> | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>1,375,391</b> |
|                        |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>1,947,928</b> |

# 損 益 計 算 書

( 2018 年 4 月 1 日から )  
( 2019 年 3 月 31 日まで )

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額     |           |
|----------------|---------|-----------|
| 売上高            |         | 3,333,974 |
| 売上原価           |         | 2,501,776 |
| 売上総利益          |         | 832,198   |
| 販売費及び一般管理費     |         | 792,261   |
| 営業利益           |         | 39,936    |
| 営業外収益          |         |           |
| 受取利息及び配当金      | 574     |           |
| 受取保険金          | 2,236   |           |
| 受取補助金          | 2,096   |           |
| 軽油引取税還付金       | 7,631   |           |
| その他の           | 1,196   | 13,734    |
| 営業外費用          |         |           |
| 支払利息           | 3,315   |           |
| 支払手数料          | 1,500   |           |
| その他の           | 479     | 5,294     |
| 経常利益           |         | 48,376    |
| 特別利益           |         |           |
| 固定資産売却益        | 668,746 |           |
| 厚生年金解散損失引当金戻入益 | 68,477  | 737,224   |
| 特別損失           |         |           |
| 固定資産売却損        | 3,050   |           |
| 固定資産除却損        | 12,657  |           |
| 店舗閉鎖損失         | 8,712   |           |
| 減損損失           | 28,538  |           |
| 店舗閉鎖損失引当金繰入額   | 1,266   | 54,225    |
| 税引前当期純利益       |         | 731,375   |
| 法人税、住民税及び事業税   | 8,854   |           |
| 法人税等調整額        | △11,940 | △3,085    |
| 当期純利益          |         | 734,461   |

## 株主資本等変動計算書

( 2018 年 4 月 1 日から  
2019 年 3 月 31 日まで )

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本 |        |                |             |                                 |
|--------------------------|---------|--------|----------------|-------------|---------------------------------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金  |                |             | 利益剰余金                           |
|                          |         | 資本準備金  | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 |
| 2018年4月1日残高              | 90,000  | 24,790 | 251,649        | 276,439     | 53,687                          |
| 事業年度中の変動額                |         |        |                |             |                                 |
| 剰 余 金 の 配 当              |         |        |                |             | △7,209                          |
| 当 期 純 利 益                |         |        |                |             | 734,461                         |
| 自己株式の取得                  |         |        |                |             |                                 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額）      |         |        |                |             | △52,733                         |
| 事 業 年 度 中 の<br>変 動 額 合 計 |         |        |                |             | 674,519                         |
| 2019年3月31日残高             | 90,000  | 24,790 | 251,649        | 276,439     | 728,206                         |

|                          | 株 主 資 本 |             | 評価・換算<br>差額等   | 純資産<br>合 計 |
|--------------------------|---------|-------------|----------------|------------|
|                          | 自己株式    | 株主資本<br>合 計 | 土地再評価<br>差 額 金 |            |
| 2018年4月1日残高              | △88,569 | 331,556     | 316,668        | 648,224    |
| 事業年度中の変動額                |         |             |                |            |
| 剰 余 金 の 配 当              |         | △7,209      |                | △7,209     |
| 当 期 純 利 益                |         | 734,461     |                | 734,461    |
| 自己株式の取得                  | △85     | △85         |                | △85        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額）      |         | △52,733     | 52,733         | —          |
| 事 業 年 度 中 の<br>変 動 額 合 計 | △85     | 674,433     | 52,733         | 727,166    |
| 2019年3月31日残高             | △88,655 | 1,005,990   | 369,401        | 1,375,391  |

## 個別注記表

### （継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### （1）有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のないもの……移動平均法による原価法

##### （2）たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

石油事業……総平均法。但し、油外商品については、最終仕入原価法

専門店事業

サイクルショップ……移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法によっております。

(リース資産を除く) ただし、建物及び2016年4月以降取得した建物附属設備、構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物および構築物 5～50年

機械装置および車両運搬具 2～15年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年度から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産……定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、主な償却年数は次の通りであります。

ソフトウェア（自社利用分）5年（社内における利用期間）

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

修 繕 引 当 金……事業用施設の修繕に備えて、当事業年度末における修繕見積額を計上しております。

退 職 給 付 引 当 金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。なお、年金資産が退職給付債務を超過した場合には、その超過額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

店舗閉鎖損失引当金……店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法………消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)等の適用)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当事業年度期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

## (貸借対照表に関する注記)

## 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

|   |   |   |             |
|---|---|---|-------------|
| 売 | 掛 | 金 | 29,704千円    |
| 建 |   | 物 | 153,414千円   |
| 土 |   | 地 | 866,050千円   |
| 合 |   | 計 | 1,049,168千円 |

担保に係る債務

|   |   |   |          |
|---|---|---|----------|
| 買 | 掛 | 金 | 28,476千円 |
| 未 | 払 | 金 | 4,997千円  |
| 合 |   | 計 | 33,474千円 |

## 2. 有形固定資産の減価償却累計額

715,696千円

## 3. 土地の再評価

当社は、「土地再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の事業年度末における時価が再評価後の帳簿価額より上回っている為、事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額の記載を行っておりません。

(損益計算書に関する注記)

減損損失

| 場所                           | 用途        | 種類     |
|------------------------------|-----------|--------|
| (石油事業)<br>日野万願寺SS他 4 件       | ガソリンスタンド等 | 建物・その他 |
| (専門店事業)<br>コクーンさいたま新都心店他 2 件 | 店舗設備等     | 建物・その他 |

当社は店舗別にグルーピングしております。また遊休資産等については個々の物件毎にグルーピングしております。

予想しえない市況の変化に伴う石油販売業などの競争激化により商品販売などを行う店舗に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（28,538千円）として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、事業別では石油事業7,930千円、専門店事業20,607千円であり、種類別では建物19,030千円、その他9,508千円でありました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産については見積売却可能価額に評価し、その他の資産については全て零として評価しております。

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

## 1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度期末<br>株式数 |
|---------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 発行済株式   |                |                |                |                |
| 普通株式（株） | 822,200        | —              | —              | 822,200        |
| 合計（株）   | 822,200        | —              | —              | 822,200        |
| 自己株式    |                |                |                |                |
| 普通株式（株） | 101,292        | 62             | —              | 101,354        |
| 合計（株）   | 101,292        | 62             | —              | 101,354        |

(注) 普通株式の自己株式の増加62株は端株買取によるものであります。

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額等

| 決議                       | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------------|-------|----------------|-------|---------------------|----------------|----------------|
| 2018年<br>6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 7,209          | 利益剰余金 | 10                  | 2018年<br>3月31日 | 2018年<br>6月29日 |

## (2) 当事業年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議(予定)                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------------|-------|----------------|-------|---------------------|----------------|----------------|
| 2019年<br>6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 10,812         | 利益剰余金 | 15                  | 2019年<br>3月31日 | 2019年<br>6月28日 |

### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生は、税金上の繰越欠損金、繰越損失の否認額、貸倒引当金の否認額であり、繰延税金負債の発生は前払年金費用否認額であります。

なお、繰延税金資産から評価性引当額を控除しております。

### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは与信限度管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は全て非上場株式であります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|             | 貸借対照表<br>計 上 額 | 時価      | 差額  |
|-------------|----------------|---------|-----|
| (1) 現金及び預金  | 286,790        | 286,790 | —   |
| (2) 受取手形    | 44,272         | 44,272  | —   |
| (3) 売掛金     | 210,230        |         |     |
| 貸倒引当金 (※) 1 | △468           |         |     |
|             | 209,761        | 209,761 | —   |
| (4) 未収入金    | 15,102         | 15,102  | —   |
| (5) 破産更生債権等 | 35,060         |         |     |
| 貸倒引当金 (※) 1 | △35,060        |         |     |
|             | —              | —       | —   |
| (6) 買掛金     | 106,575        | 106,575 | —   |
| (7) 未払金     | 73,896         | 73,896  | —   |
| (8) 長期未払金   | 48,262         | 48,589  | 326 |

(※) 1 売掛金および破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、並びに (4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額にほぼ等しいことから、当額価額をもって時価としております。

(6) 買掛金、(7) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期末払金

長期末払金の時価については厚生年金基金の事業主負担の納付額の分割加算金の利率が固定金利であるため、納付合計額を新規に行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 投資有価証券(貸借対照表価額3,545千円)、出資金(貸借対照表価額2,087円)、差入保証金(貸借対照表価額96,773千円)及び長期預り保証金(貸借対照表価額70,647千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上記の表への記載を省略しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。なお、賃貸用のオフィスビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

## 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

|                        | 貸借対照表計上額 | 時価      |
|------------------------|----------|---------|
| 賃貸等不動産                 | 160,567  | 211,233 |
| 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産 | 702,109  | 947,639 |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産調整報告書に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

### (関連当事者との取引に関する注記)

#### 役員および個人主要株主等

| 属性         | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係    | 取引の内容             | 取引金額     | 科目 | 期末残高 |
|------------|------------|----------------|--------------|-------------------|----------|----|------|
| 役員およびその近親者 | 阿部 匡       | (被所有) 直接0.01%  | 当社代表取締役債務被保証 | 当社仕入債務に対する被保証(注)1 | 33,474千円 | —  | —    |

- (注) 1. 当社は仕入債務に対して、代表取締役である阿部匡より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

### (1株当たり情報に関する注記)

- |               |        |     |
|---------------|--------|-----|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,908円 | 02銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1,018円 | 86銭 |

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

ダイヤ通商株式会社  
取締役会 御中

監査法人 薄衣佐吉事務所  
指定社員 公認会計士 河合 洋 明<sup>①</sup>  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 長谷部 健 太<sup>②</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイヤ通商株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討しました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一、事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二、取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人薄衣佐古事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月27日

|           |           |
|-----------|-----------|
| ダイヤ通商株式会社 | 監査役会      |
| 常 勤 監 査 役 | 山 本 清 武 ㊞ |
| 社 外 監 査 役 | 伊 伏 正 貴 ㊞ |
| 社 外 監 査 役 | 小 林 由 紀 ㊞ |

以 上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

# 株主総会会場ご案内

会 場 東京都豊島区巣鴨二丁目12番10号  
巣鴨信用金庫研修会館 地下1階会議室

## 会 場 付 近 略 図



### 交通のご案内

JR山手線巣鴨駅 北口・正面口より徒歩5分  
地下鉄都営三田線巣鴨駅A4出口より徒歩3分  
A1出口より徒歩5分

お問い合わせ先 当社管理部 03-5977-1567

お願い：駐車場はございませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。